

2024年1月

投資者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

**「EXE-i 先進国債券ファンド」
約款変更のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託の格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、投資者のコスト負担を軽減し競争力を高めると同時に幅広い投資機会を提供するため、投資対象を先進国から全世界へ範囲の拡大を図り、投資対象となる上場投資信託証券（ETF）および基本投資割合を見直した上で、ベンチマークの変更を行います。

あわせて、ファンド名称、投資対象ETF、信託報酬の引き下げを下記に変更することにより、SBI・iシェアーズシリーズへの組入れを行います。また、信託事務の諸費用等の明文化を行うことに伴い、下記の約款変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更適用日

2024年2月10日

2. 変更内容

- ①投資対象を先進国から全世界へ変更を行います。
- ②参考指標としていたFTSE世界BIG債券インデックス（円換算ベース）からベンチマークとしてBloomberg Global Aggregate Bond Index（USD hedged）（円換算ベース）へ変更を行います。
- ③ファンド名称をEXE-i 先進国債券ファンドからSBI・iシェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド（愛称：サクっと全世界債券）へ変更を行います。

- ④投資対象となる上場投資信託証券（ETF）を、シュワブ U.S. アグリゲート・ボンド ETF と iシェアーズ 世界国債（除く米国）ETF から iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF と iShares Core International Aggregate Bond ETF へ変更を行います。
- ⑤信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）を明確化します。
- ⑥信託報酬率を引き下げます。

	変更後	変更前
信託報酬総額	年率 0.0638%（税抜 0.058%）	年率 0.2530%（税抜 0.230%）
内 委託会社	年率 0.0242%（税抜 0.022%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 販売会社	年率 0.0242%（税抜 0.022%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 受託会社	年率 0.0154%（税抜 0.014%）	年率 0.033%（税抜 0.030%）
実質的な負担	年率 0.1098%程度	年率 0.4110%程度

以上

<本件に関する問い合わせ先>
 SBIアセットマネジメント株式会社
 電話番号 03-6229-0097(受付時間は土日祝日を除く 9:00~17:00)

信託約款の変更内容

追加型証券投資信託
E X E-i 先進国債券ファンド

下線部 は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(表紙)</p> <p>追加型証券投資信託</p> <p><u>S B I ・ i シェアーズ ・ 全世界債券インデックス・ファンド (愛称：サクっと全世界債券)</u></p>	<p>(表紙)</p> <p>追加型証券投資信託</p> <p><u>E X E - i 先進国債券ファンド</u></p>
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>主としてE T F (上場投資信託) への投資を通じて、<u>全世界</u> (日本を含む) の債券へ実質的に投資します。投資対象とするE T F (上場投資信託) は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 本ファンドは<u>全世界</u> (日本を含む) の債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。当初、<u>Bloomberg Global Aggregate Bond Index (USD hedged)</u> (円換算ベース) をベンチマークとします。ただし、当該ベンチマークは委託者の判断により予告なく変更する場合があります。なお、当該ベンチマークを変更した場合は別に記載します。</p> <p>② <u>全世界</u> (日本を含む) の債券市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合せることにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>③ ポートフォリオの国・地域別構成比率 (以下、構成比率) 等がベンチマークの構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。なお、基本投資割合を変更した場合は別に記載します。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>主としてE T F (上場投資信託) への投資を通じて、<u>先進国</u> (日本を含む) の債券へ実質的に投資します。投資対象とするE T F (上場投資信託) は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 本ファンドは<u>先進国</u> (日本を含む) の債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。当初、<u>FTSE 世界BIG 債券インデックス</u> (円換算ベース) を参考指標とします。ただし、当該参考指標は委託者の判断により予告なく変更する場合があります。なお、当該参考指標を変更した場合は別に記載します。</p> <p>② <u>先進国</u> (日本を含む) の債券市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合せることにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>③ ポートフォリオの国・地域別構成比率 (以下、構成比率) 等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。なお、基本投資割合を変更した場合は別に記載します。</p>

<p>(1) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド 60%</p> <p>(2) <u>米ドル建て債券を除くグローバル投資適格債を投資対象とするファンド</u> 40%</p> <p>合計 100%</p> <p>④ (中略)</p> <p>⑤ 基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、<u>ベンチマーク</u>との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。</p> <p>(後略)</p>	<p>(1) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド 60%</p> <p>(2) <u>米国以外の債券指数に連動する投資対象ファンド</u> 40%</p> <p>合計 100%</p> <p>④ (中略)</p> <p>⑤ 基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、<u>参考指標</u>との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。</p> <p>(後略)</p>
<p>(タイトル) 追加型証券投資信託 <u>SBI・i シェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド</u> (愛称：サクっと全世界債券) 信託約款 第 32 条 (信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、<u>信託事務の処理に要する諸費用</u> (印刷等費用 (有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。) および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>第1項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信</p>	<p>(タイトル) 追加型証券投資信託 <u>EXE-i 先進国債券ファンド</u> 信託約款 第 32 条 (信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、<u>信託事務の処理に要する諸費用</u>および受託者の立替えた立替金の利息 (以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>前項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信</p>

<p>託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>5.8</u> の率を乗じて得た金額とします。 (後略)</p>	<p>託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>23</u> の率を乗じて得た金額とします。 (後略)</p>
<p>【附表】 (前略) 第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(2024 年 2 月変更) 1. <u>iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF</u> 2. <u>iShares Core International Aggregate Bond ETF</u></p>	<p>【附表】 (前略) 第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(平成 29 年 2 月変更) 1. <u>シュワブ U.S. アグリゲート・ボンド ETF</u> 2. <u>i シェアーズ 世界国債 (除く米国) ETF</u></p>